

緊急災害時対応マニュアル

1 具体的対応

(1) 自然災害

- ① 大規模な災害（地震、津波、巨大台風、噴火等）に関しては、その規模や警戒レベル等に応じ、東北大会実行委員会と県中体連事務局が連携し、対応を検討する。状況によっては対策本部を設置し、関連機関との連携を図りながら検討する。
- ② 通常的な自然災害（降雨台風等）に関しては、開催県中体連会長が競技実施の判断を行う。

(2) 重大事故

- ① 緊急疾患、特に心停止や呼吸停止等に関しては、初期対応を事故発生現場で関係団体が行う。AEDは必ず確保し、対応できる体制にする。
- ② 事件・事故による死亡、後遺症のおそれのある事故については、大会事務局（東北大会実行委員会）から関係機関への連絡を速やかに進める。

(3) 食中毒（O157・ノロウイルス等）

食中毒発生の時間と場所によるが、原則として保健所・病院と連絡をとり、その指示指導を受ける。

(4) 感染症（麻疹・新型コロナウイルス・インフルエンザ等）

- ① 発熱と発疹等の症状の場合は直ぐ病院に搬送する。発症が確認された段階で感染拡大を防ぐ意味で出席停止（出場停止）扱いとする。
- ② 大会事務局（東北大会実行委員会）は、発症した選手の同校・同宿泊所の選手の症状を確認するよう監督に連絡する。

(5) 弾道ミサイル発射（Jアラート等）

- ① 大会中にJアラートが鳴った場合は、競技等を中断し建物に避難させる。屋外にいて近くに建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守らせる。その後、情報を収集し、領海外に落下したなど安全が確認できた場合は、競技等を再開する。
- ② 大会当日早朝までにJアラートが鳴った場合で、その後に領域外にミサイルが落下したなど安全が確認できた場合は、大会を実施する。
- ③ 領域内にミサイルが落下した場合は、国の対応や国際情勢を踏まえながら青森県中学校体育連盟事務局が各関係機関と連携をとって判断し、参加校へ連絡する。

2 報道対応

各県教育委員会と連絡を取り合い、その対応について協議する。

3 大会の実施が困難な場合の対応

自然災害や感染症の流行、ミサイル発射等により、大会の開催が難しい状況に陥った場合、以下のように対応する。

- (1) 大震災や大津波、ミサイルの領土内への落下等、社会に重大な影響を及ぼす災害が起こった

場合は、全国大会の出場権の如何を問わず、大会を即刻中止する。

(2) 上記以外の場合は以下のように対応する。

① 開催地の変更や順延等の対応が難しい状況であり、すでに全国大会出場校が決定している場合は大会を中止する。

② 開催地の変更や順延等の対応が難しい状況であり、全国大会出場校や出場選手を決定する必要がある場合、以下のように対応する。

方法Ⅰ 競技方法を簡略化した上で、開催地の変更や順延ができるかどうか検討する
出場校を削減する（各県優勝校のみにする等）

方法Ⅱ 抽選で決定する
代表者による抽選

(3) 一部の県だけが参加できない状況になった場合、以下の原則のもと対応する。

① 2県3チーム以上（個人種目は2県以上）の参加があれば大会は成立するものとする。

② 男子種目、または女子種目のみの開催もあり得る。